

滋賀県家畜ふん堆肥情報コーナー運営要領

平成 26 年 3 月 6 日 制定

改正 平成 31 年 4 月 25 日 滋畜第 392 号

改正 令和 3 年 2 月 22 日 滋畜第 139 号

改正 令和 5 年 9 月 11 日 滋畜第 575 号

(目的)

第 1 滋賀県における家畜ふん堆肥の利用については、「滋賀県農業・水産業基本計画」において、耕畜連携の強化による堆肥利用の促進を目標として掲げており、資源循環型農業の構築に向けて、取組をさらに推進することとしている。このため、家畜ふん堆肥供給に関する情報を広く公表し、耕種農家等の需要を喚起することにより、耕畜連携の取組をいっそう拡大させることを目的として、滋賀県家畜ふん堆肥情報コーナー（以下、「コーナー」という。）を設置する。

(設置および管理)

第 2 コーナーは、滋賀県ホームページに設置する。

2 コーナーの運営および管理は、農政水産部畜産課が行う。

(利用に当たっての注意事項)

第 3 家畜ふん堆肥の購入等にあたっては、内容・条件等について変動することがあることから、当事者間で確認することとする。

2 コーナーに掲載される情報の取扱については、滋賀県ホームページサイトポリシーによる。

(堆肥供給者)

第 4 コーナーに掲載することができる家畜ふん堆肥の供給者は、滋賀県内で畜産業を営む者とする。

2 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年 5 月 1 日法律第 127 号）等の関係する法令に違反する者は、コーナーに掲載することができない。

(掲載方法)

第 5 コーナーへの掲載を希望する家畜ふん堆肥供給者は、別記様式 1 により供給地を管轄する農業農村振興事務所農産普及課へ届け出るものとする。

2 前項の規定により家畜ふん堆肥供給者から届出を受け付けた農業農村振興事務所農産普及課は、内容を確認のうえ、農政水産部畜産課へ届出内容を報告するものとする。

3 農政水産部畜産課は、必要に応じて届出内容を確認のうえ、コーナーに届出情報を追加する。

(掲載内容の変更および廃止)

- 第6 コーナーに掲載されている家畜ふん堆肥供給者は、掲載情報について変更が必要であるときは、別記様式2により農政水産部畜産課へ届け出るものとする。
- 2 コーナーに掲載されている家畜ふん堆肥供給者は、掲載情報を廃止する必要があるときは、別記様式3により農政水産部畜産課へ届け出るものとする。
- 3 農政水産部畜産課は、届出内容を確認のうえ、コーナーの掲載情報を修正または廃止し、供給地を管轄する農業農村振興事務所へ報告するものとする。

(掲載内容の周知)

- 第7 農政水産部畜産課および農業農村振興事務所農産普及課は家畜ふん堆肥の利用が促進されるよう、県内農業者等に対し、コーナーに掲載されている情報を広く周知するものとする。
- 2 農政水産部畜産課は、毎年2月末までにコーナー掲載者に対して、掲載内容の確認を行うこととする。

(要領の改廃)

- 第8 この要領の改正および廃止は、農政水産部畜産課が行う。